



菜の花だより

No.1

発行／菜の花法律事務所 発行責任者／国宗直子
熊本市江越1丁目17番12号 フローラル江越105号
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732



帰り道



事務局スタッフ

左から

事務局
中山 鑑子事務長
石本 龍猪弁護士
国宗 直子事務局
馬場 広子

明けましておめでとうございます。

「菜の花法律事務所」が誕生してやっと1年が過ぎました。関係者の皆さんには大変ご協力いただき、なんとか事務所の態様もととのって来たところです。

弁護士1人、事務局3人の零細事務所ではありますが、ハンセン訴訟関係の事務局や有明訴訟の熊本の事務局を引き受けて発足以来席の暖まる暇もありません。その多忙の中でも春の野に咲く菜の花の様に、依頼者にとても、また何かと出入りする人たちにとって名前もホッと出来る暖かい事務所をめざしたいと思います。

皆さんのご協力をいただきながら、スタッフ一同、今年も精一杯頑張って参ります。 2004年1月

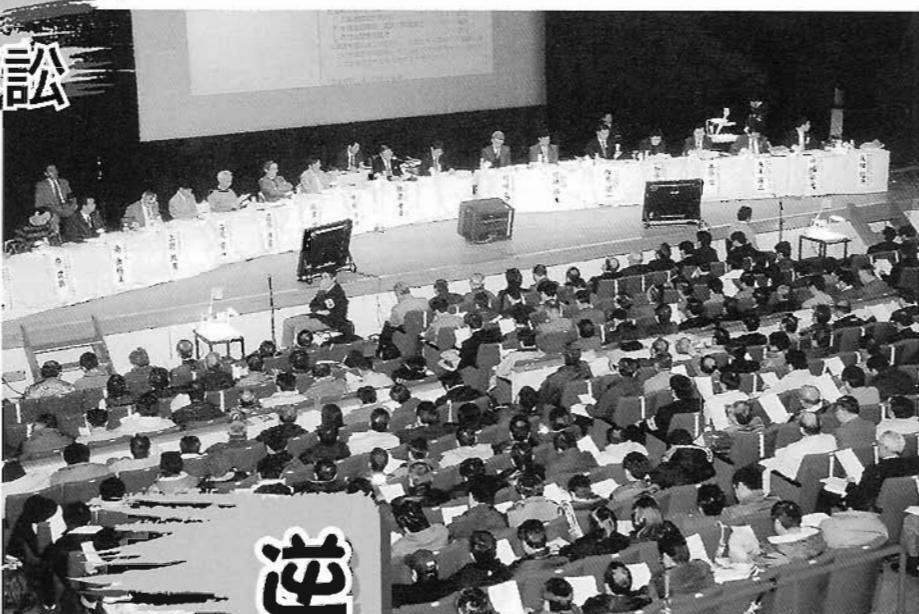
川辺川利水訴訟 福岡高裁

2003年の大事件は、何と言つても5月16日の川辺川利水訴訟高裁判決での逆転勝利。

判決は実に絶妙なものでした。詳細な事実認定の上で土地改良事業に必要だとされる農家の3分の2以上の同意がなかったと判断。その代わり農家側の手続きに違法があつたとする法律的主張はすべて退けました。このために、農水大臣は最高裁への上告の理由を失ってしまいました。上告理由は法律的なものでなければならぬからです。事実認定を争うことは許されていません。こうして、農水大臣は上告をあきらめざるを得ませんでした。

福岡高裁のこの思い切った判決を導いたのは、土地改良事業の進め方のあまりもの強引さと杜撰さ、農家の声を反映しない一方的な公共事業の進め方、これに対する大勢の農家の人たちの立ち上がりとこれを支えた市民のみなさんの献身的な努力。特に農家を一軒一軒訪ね歩いて事業への参加の意思を確認して回ったアタック2001の取り組みは判決に大きな影響を与えました。これに加えて、ここ数年で熊本県内だけではなく全国で川辺川ダム建設自体への見直しの動きが高まっていたことが、福岡高裁に大きな勇気を与えた。この判決はまさに、環境を破壊する無駄な公共事業に対する農家と市民の側の勝利でした。

この判決確定に伴って、川辺川ダム建設の動きは大きな変更を迫られています。これまでのダムの水を利用しての利水計画は維持できなくなり、現在水源をダムの水に限定しない新しい利水計画の策定が進められようとしています。農家の声を無視することはできなくなりました。これに伴ってダム建設のため



川辺川ダムの是非を検討する住民討論集会

逆転勝訴がもたらした
「住民参加」の公共事業

に進められていた熊本県収用委員会の審議も国交省の意向どおりには進められなくなりました。熊本県が開催するダムをめぐっての住民討論集会も引き続き進められています。多くの県民の声がこの討論集会に反映されつつあります。これは、公共事業に対する住民の意見を反映させるための新しい実験の始まりです。

来年はいよいよ川辺川ダム建設をめぐる決戦の年になりそうです。美しい川辺川の自然を未来に残したい。公共事業のあり方に新しい歴史の1ページを加えるこの取り組みに、多くのみなさんの関心と理解とをお願いします。



勝訴を伝える福岡高裁前

シリーズ「世界の子どもたち」

「帰り道」

発展途上国と言われる地域の子どもたちは大変働き者である。家庭で自らの役割がある。

塾や習い事もないが場合によっては学校にいけないことも少なくない。

日本の状況を見るに付け、そうした子どもたちが幸福に見えるのはどういうことか?

フリッピン・レイテ島にて 撮影: 北岡 秀郎

ハンセン病問題 この一年

解決には、まだまだ多くの課題 日本占領下の韓国での問題にも着手

ハンセン病問題も2001年5月11日の歴史的判決から2周年を迎え、新しい展開が始まっています。

2003年5月の2周年記念行事では、戦前の大量強制収容が行われた熊本市本妙寺で光のパフォーマンスを行いました。「らい予防法」という間違った法律のために人生そのものを奪われて亡くなつていつた方々の思いを、未来につなげていくことを私たちは誓いました。

この1年の動きを見てみましょう。2003年のハンセン病問題は、厚労省との協議での紛糾から始まりました。この協議では大きな課題が2つありました。

ひとつは「らい予防法」廃止前の退所者の皆さんに対する一時金支給問題です。「らい予防」廃止後退所する方には社会復帰の支援が行われるようになりましたが、それ以前の退所者は何の支援もない中で差別や偏見の残る社会で、独自に自活の道を求めなければなりませんでした。履歴を偽り、秘密を抱え続けて生きてこられた皆さんへの慰労は何としても必要なことです。

もうひとつは療養所への入所経験のない方々（非入所者）への恒久対策です。非入所者も裁判で賠償金を受けることはできるようになりましたが、生活支援などの恒久対策が全く認められていません。この方々も社会で隠れるように生きてこられた方々です。

1月の協議では、この問題の検討を約束していたにもかかわらず厚労省は何の積極策も準備していませんでした。原告団は怒り、全員でこの協議の席を蹴って退場しました。

その後の粘り強い交渉で退所者への慰労金は来年度実現の運びとなりましたが、非入所者への恒久対策はいまだに具体化されないままです。この課題はこのまま新しい年の課題として残されました。

また懸案事項となっている問題に医療保障の問題があります。入所者にとっても退所者にとっても医療問題は重要ですが、現在は療養所での医療が補償されているだけです。これでは隔離の時代と変わりがありません。今後は医療問題に重点をおいた協議も進めいく予定です。

ハンセン病問題の歴史を明らかにするための検証会議は2003年から全国の療養所を訪問しての事実調



判決2周年の本妙寺集会

査を進めており、改めて強制隔離の被害実態を浮き彫りにしています。検証会議の作業は今年も続きます。

このように厚労省との協議はまだ未解決課題を残していますが、ハンセン病回復者の方々の新しい動きもあります。入所者の方々がいろんな場所へ講演に出かけていくケースが増えています。名前も顔も隠して裁判を始めた頃からは隔世の感があります。これまで孤立して生きてきた遺族の人たちも気持ちを通わせ始めました。初めて立ち上げられた遺族の会「れんげ草の会」はこれから新しい活動を始めています。各地の退所者も横に手をつなぎ始めました。熊本では退所者の会「ひまわりの会」ができましたし、全国の会も最初の一歩を踏み出そうとしています。

このような中で、年末ホテルがハンセン病回復者の宿泊を拒否するという事態が発生しました。まだまだハンセン病問題の啓発活動十分でないことがこの事件で明らかになりましたが、他方心ある人たちからの激励が回復者の方々を勇気づけました。

もうひとつ残されている問題があります。日本が過去に行った植民地での強制隔離の被害者への補償の問題です。戦前日本政府は国内と同様に植民地でも過酷な強制隔離を行いました。一連のハンセン病問題の施策からいまだ取り残されている人たちがあるのです。12月25日、韓国のハンセン病療養所「ソロクト病院」の入所者の方28人が厚労省へ「ハンセン病補償法」に基づく補償請求を行いました。厚労大臣がこれを拒否すれば新たに裁判を提起する予定です。

課題は山積していますが、今年も私たちは今問題にひとつひとつ根気強く取り組んで生きたいと思います。皆さんのいつそうのご支援をお願いします。

諫早大変！ 大津波ギロチンを超ゆ！

石本 龍猪

シチメンソウもその鮮やかな姿をしづめ冬支度をはじめていた。

東与賀町の干潟から西を臨むと遠くにいくつもの海苔竹が無数に立ち並び、ときおりムツゴロウが跳ねるといった有明の海を象徴する光景が拡がっていた。

この日、有明海の最奥部を経由して諫早干拓工事の現地調査に来た。先に見たシチメンソウのそれとあいまって眼前に迫るのは遙か7キロにも及ぶ潮受堤防と今や事業のシンボルとなった北部排水門であった。7基の排水門は凍てつく冬空に冷たく聳え立ち海に背を向けていた。

7年前に仕切られたこの堤防、いわゆるギロチンは、無残にもそこに棲息する大量の底性生物のすべてを死滅させ有明海異変をもたらした。国は2600億円もの巨額の税金を投入し、多様な生物たちを殺し、環境を壊し、そして海を生業の糧としてきた沿岸漁民の暮らしでも奪おうとしている。既存農家には減反を押しつけ、今どうして農地が必要なのか。

国は川辺川ダムでもそうであるが、あたかもその事業の必要性があるかの如くメディアを利用し、そして国民の間で反対運動が起こると様々な専門家会議や諮問委員会といった



仕掛けをつくり、そこでその事業の「客観的」評価を行い国民のコンセンサスを得たかの如くアリバイ工作をする。最初から「事業ありき」のくせに。まったくもって始末が悪い。何故そこまでして無駄な事業を進めるのか。その理由は明らかである。一部政治家と官僚、そしてゼネコンが結託して公共事業による巨額の利権を貪るといった構造があるからだ。いわゆる「鉄の三角形」といった強い癒着の関係である。この国の未来はこの鉄の三角形構造を変える以外にない。眼前の冷たい排水門を凝視しながらそうつぶやいてみた。

今、「よみがえれ！有明訴訟」のたたかいに立ち上った漁民や市民、そしてそこに息づくすべての生物たちと手をつなぎ、この国の未来のために、そして豊饒の海、有明海を守るために、今年は「諫早大変」の大津波を起こしてギロチンを越えようではないか。

菜の花法律事務所での修習

第57期修習生 中村 輝久

とにかく出張が多い。修習開始以前の週末にいきなり湯布院に拉致され酒と温泉に放り込まれたかと思えば、奄美に飛んで黒糖焼酎付けにされ、帰ってきたのも束の間、パスポートを握りしめ韓国で一週間辛くて美味しい目に遭わされた。おそらく全国的に見ても他の修習生では類を見ない充実した経験をすることができ、なおかつ宿泊セットと体重が充実した。事務所で振る舞われるおやつになかなかあります。これだけは除けば、非常に幸運である。

中山 鑑子

「菜の花法律事務所の開設にともない中央法律事務所から移って来ました。この1年はあつという間だった気がします。感慨にふける間もありませんでした。この事務所は、怒りこしに自然の移り変わりを楽しむことができ、また、木の香りのする中で、まさに自然を肌で感じる清々しい1年だった気がします。香が待ち遠しい今日この頃です。」

映画とぼれ話

韓国ドラマ「冬のソナタ」

No.1

最初からちょっとそれでドラマの話。昨年話題を呼んだ韓国ドラマ「冬のソナタ」。美しい冬景色とともに展開された淡くてせつない初恋の想い。初恋から数十年を経た私もうつとりとこのせつなさに浸ってしまいました。特に主演のペ・ヨンジュンの甘い笑顔にはまいってしまっちゃいましたね。マフラーの巻き方もとっても素敵で。同時に韓国の洗練されたファッショング若者文化、生活習慣などを知って、改めて韓国という国を身近に感じることができました。

韓国ソロクトでのハンセン病問題に取り組み始めて韓国の人熱い心と優しさに触れる機会も増えています。この国に対して戦前日本がどんなひどいことをしてきたのかも学ぶ機会が多くなりました。

福岡から釜山まで飛行機で35分。九州からは本当に近いし、顔もスタイルもとても似ているのに、異なる言葉と異なる文化を持つたお隣の国。新しい心の交流ができるといいなと思います。今年は絶対韓国の映画を見てみたいな。